# 令和4年第2回上里町議会臨時会会議録第2号

# 令和4年 5月 6日(金曜日)

議事日程 本日の会議に付した事件

日程第 9 (選挙第3号) 児玉郡市広域市町村組合議員の選挙について

日程第10 本庄上里学校給食組合議員選挙について

日程第11 (町長提出承認第3号) 専決処分の承認を求めることについて

日程第12 (町長提出承認第4号) 専決処分の承認を求めることについて

日程第13 (町長提出議案第29号) 工事請負契約の締結について

日程第14 (町長提出議案第30号) 工事請負契約の締結について

(追加日程)

日程第15 (町長提出議案第31号) 監査委員の選任について

# 出席議員(14人)

1番 石 井 慎 也 君

2番 伊 藤 覚 君

3番 金 子 義 則 君

4番 戸 矢 隆 光 君

5番 髙 橋 勝 利 君

6番 飯 塚 賢 治 君

7番猪岡 壽君

8番 齊 藤 崇 君

9番 植 原 育 雄 君

10番 高 橋 正 行 君

11番 新 井 實 君

12番 沓 澤 幸 子 君

13番 髙 橋 仁 君

14番 黛 浩 之 君

# 欠席議員 なし

説明のため出席した者

町 長山下博一君

副町長江原洋一君

教育長埴岡正人君

総務課長山下容二君

総合政策課長 坪 本 和 馬 君

税務課長山田隆君

道路整備課長 宮 下 忠 仁 君

教育総務課長 望 月 誠 君

## 事務局職員出席者

事務局長 神村輝行

係 長 飯塚 剛

# ◎開 議

午前10時50分開議

○議長(黛 浩之君) ただいまの出席議員は14名であります。定足数に達しておりますので、 散会前に引き続き会議を開きます。

# ◎日程第9 選挙第3号 児玉郡市広域市町村圏組合議員の選挙について

○議長(黛 浩之君) 日程第9、選挙第3号 児玉郡市広域市町村圏組合議員の選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選にしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長(黛 浩之君) 御異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りいたします。

指名の方法は議長が指名することにしたいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長(黛 浩之君) 御異議なしと認めます。

よって、議長が指名することに決定いたしました。

児玉郡市広域市町村圏組合議員には、14番黛浩之議員と4番戸矢隆光議員を指名いたします。 お諮りいたします。

ただいま議長が指名しました14番黛浩之議員と4番戸矢隆光議員を児玉郡市広域市町村圏組合議員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長(黛 浩之君) 御異議なしと認めます。

よって、ただいま指名しました14番黛浩之議員と4番戸矢隆光議員が児玉郡市広域市町村圏 組合議員に当選されました。

ただいま児玉郡市広域市町村圏組合議員に当選されました14番黛浩之議員と4番戸矢隆光議員が議場におられますので、会議規則第33条第2項の規定により告知いたします。

児玉郡市広域市町村圏組合議員に当選されました14番黛浩之議員と4番戸矢隆光議員は、後ほど承諾の提出をお願いいたします。

# ◎日程第10 選挙第4号 本庄上里学校給食組合議員の選挙について

○議長(黛 浩之君) 日程第10、選挙第4号 本庄上里学校給食組合議員の選挙を行います。 お諮りいたします。

選挙の方法は、地方自治法第180条第2項の規定により指名推選にしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長(黛 浩之君) 御異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定いたしました。

お諮りいたします。

指名の方法は、議長が指名することにしたいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長(黛 浩之君) 御異議なしと認めます。

よって、議長が指名することに決定いたしました。

本庄上里学校給食組合議員に1番石井慎也議員、2番伊藤覚議員、3番金子義則議員の以上 の3名を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長が指名しました1番石井慎也議員、2番伊藤覚議員、3番金子義則議員を本庄 上里学校給食組合議員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長(黛 浩之君) 御異議なしと認めます。

よって、ただいま指名しました1番石井慎也議員、2番伊藤覚議員、3番金子義則議員が本 庄上里学校給食組合議員に当選されました。

ただいま本庄上里学校給食組合議員に当選されました1番石井慎也議員、2番伊藤覚議員、 3番金子義則議員が議場におられますので、会議規則第33条第2項の規定により告知いたします。

本庄上里学校給食組合議員に当選されました1番石井慎也議員、2番伊藤覚議員、3番金子 義則議員は、後ほど承諾の提出をお願いいたします。

# ◎日程第11 町長提出承認第3号 専決処分の承認を求めることについて

○議長(黛 浩之君) 日程第11、町長提出承認第3号 専決処分の承認を求めることについての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明及び議案の説明を求めます。

副町長。

## 〔副町長 江原洋一君発言〕

○副町長(江原洋一君) お願い申し上げました承認第3号 専決処分の承認を求めることについて御説明を申し上げます。

初めに、本件をお諮りする理由でございますが、去る令和4年3月31日地方税法等の一部を改正する法律等が公布されたことに伴い、上里町税条例の一部を改正する条例について令和4年3月31日に地方自治法第179条第1項の規定により専決処分いたしましたので、同条第3項の規定に基づき御報告し承認を求めるものでございます。

次に、改正の概要でございますが、主なものとしましては固定資産税に関して公害防止用設備等の課税標準額の特例及び商業地等の負担調整措置等について所要の改正を行うものでございます。

それでは、条文ごとに改正の内容について御説明申し上げます。

まず、第48条でございます。

法人町民税に関して資本金または出資金額が1億円を超える法人等はエルタックスを用いて 申告書を提出することになっておりますが、地方税法の改正に併せて根拠条文の項ずれを改正 するものでございます。

次に、第73条の2及び第73条の3でございますが、固定資産課税台帳の閲覧や証明書発行に おいて、記載されている住所が明らかになることで人の生命や身体に危害が及ぶおそれがある 場合には、総務省令で定める措置を講じて閲覧あるいは証明書を発行すると改正するものでご ざいます。

次に、制定附則第10条の2でございますが、地方税法附則第15条において固定資産税の課税標準額に町が条例で定める割合を乗じる地域決定型地方税制特例措置と呼ばれる条項です。地方税法の改正に併せ取得期限を2年延長して令和5年度末取得分までとするとともに、根拠条文の項ずれを改正いたします。併せて市町村の条例という表現を町の条例という表現に統一するものでございます。

また、法規則第15条第2項における公害防止用設備に関して、第2項の下水道除外施設については、この期間内に取得した場合の特例割合を4分の3から5分の4に改正するものでございます。

次に、制定附則第10条の3でございます。住宅等固定資産税の減額規定に関する申告についての条項で、省エネ改修工事を行った住宅に係る特例の拡充に伴い文言の修正をするものでございます。

次に、制定附則第12条でございますが、宅地等に課する固定資産税の特例の改正でございま

す。令和4年度に限り、商業地等に係る課税標準額を令和3年度の課税標準額に令和4年度評価額の2.5%を加算した額とする改正でございます。

最後に附則の内容でございますが、第1条は条例の施行期日について規定し、令和4年4月 1日から施行としております。第2条は固定資産税に関する経過措置について規定したもので、 令和4年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和3年度分までの固定資産税につい ては、なお従前の例によるとしております。

また、第2項では、今回改正となった公害防止用施設または設備で令和2年4月1日から令和4年3月31日までに取得したものに対して課する固定資産税についても、なお従前の例によるものとしております。

以上、専決処分をいたしました上里町税条例の一部を改正する条例の内容を説明申し上げました。御精査くださり御承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長(黛 浩之君) これで提案理由の説明及び議案の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑は一問一答方式で行います。

質疑のある方は順次発言を許可いたします。

質疑はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(黛 浩之君) 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。 これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(黛 浩之君) ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより、承認第3号 専決処分の承認を求めることについての件を起立により採決いたします。

本件は承認することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長(黛 浩之君) 起立全員であります。 よって、本件は承認することに決定しました。

#### ◎日程第12 町長提出承認第4号 専決処分の承認を求めることについて

○議長(黛 浩之君) 日程第12、町長提出承認第4号 専決処分の承認を求めることについての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明及び議案の説明を求めます。 副町長。

#### 〔副町長 江原洋一君発言〕

○副町長(江原洋一君) お願い申し上げました承認第4号 専決処分の承認を求めることについて御説明を申し上げます。

初めに、本件をお諮りする理由でございますが、地方税法施行令等の一部を改正する政令が 公布されたことに伴い、上里町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について令和4年3 月31日に地方自治法第179条第1項の規定により専決処分いたしましたので、同条第3項の規 定に基づき御報告し承認を求めるものでございます。

次に、改正の概要でございますが、このたびの改正は国民健康保険税の賦課限度額の見直しを図るため、令和4年4月1日付で地方税法施行令等の一部を改正する政令が施行されたことに伴う上里町国民健康保険税条例の一部を改正するものでございます。

それでは、改正の内容を御説明申し上げます。

第2条は国民健康保険税の課税額を規定したものです。第2項で医療給付費分課税額に係る 課税限度額を63万円から65万円に、第3項で後期高齢者支援金等分賦課課税額に係る課税限度 額を19万円から20万円に引き上げる内容となっております。

第19条は、文言整理で、第2項の充当するという言葉を充てるに改めます。

第20条は、国民健康保険税額を算出する際に減額する金額を定めたものですが、第2条と同様に課税限度額に係る部分を改める内容となっております。

次に、改正条例の附則について御説明申し上げます。

第1項は新条例の施行期日について規定したものであり、令和4年4月1日から施行として おります。第2項は改正後における上里町国民健康保険税条例の適用区分について規定したも のであり、この改正内容を令和4年度分以降の国民健康保険税から適用し、令和3年度分まで の国民健康保険税は、なお従前の例によるとするものでございます。

以上、専決処分をいたしました上里町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の内容について説明を申し上げました。

御精査くださり御承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長(黛 浩之君) これで提案理由の説明及び議案の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

質疑はありませんか。

12番沓澤幸子議員。

#### [12番 沓澤幸子君発言]

○12番(沓澤幸子君) 先ほど、全協で質問しましたところ、令和3年度ベースでのお答えでしたけれども、20世帯ほどが対象となって、その所得階層といたしましては870万円からの

方が対象になるということで、最高としては5,000万円の方もおられるようでありますけれども、かなり幅が広いですよね。それで、高額所得者の方に負担をしていただくという考え方、いわゆる国保の加入世帯が低所得者が多いということから、そういうふうな形での構造になっていると思うんですけれども、果たして870万円の方に102万円、国保だけですよね、これ、の負担をしていただくことがどうなのかって思っちゃうんですよ。ですので、この20世帯の平均とすると最低と最高を教えてくださったわけなんですけれども、平均的なところでいくとどうなんでしょうか。最高に近い方が多いんであればやむを得ないかなという考え方にも立てますけれども、870万円のほうに近い世帯の対象者が多いとなるとちょっとそれは酷じゃないかなというように思うんですけれども、その辺をちょっとお尋ねしたいんですけれども。

○議長(黛 浩之君) 税務課長。

〔税務課長 山田 隆君発言〕

○税務課長(山田 隆君) 沓澤議員の御質問に説明させていただきます。

全員協議会のときに20世帯と申し上げましたのは、全てが102万円になるわけではなくて、いずれかの医療分、後期分、介護分とございますけれども、いずれかがその上限額に達する世帯が20世帯ということでございます。今回でいうと医療分が2万円引き上がる世帯、それから後期分が1万円引き上がる世帯、これらが合計で20世帯ということでございます。そのうち102万円まで上がる世帯というのは今回8世帯、中には介護分ということで40歳から64歳までの方がいらっしゃらない世帯とかもありますので、実際102万円まで上がる試算となったのが8世帯でございます。

御質問のありましたこの世帯所得の平均的なところなんですけれども、ちょっと平均額を出していないんですが、ざっと見るうちでは大体が1,000万円を超えているような、1,000万円から1,500万円ぐらいの間、そのぐらいが平均的な所得となっているようでございます。おっしゃられたように、中には経常的な営業所得の方もいらっしゃいますけれども、単年度、その年だけ土地を売却して長期譲渡所得があった1年だけ上限額に行く世帯ということもございますので、また、これは令和4年度再度見てみないと状況は分からないところでございます。

以上でございます。

○議長(黛浩之君) ほかに質疑はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(黛 浩之君) 質疑はないようですので、これで質疑を終了いたします。 これより討論に入ります。討論はありませんか。 12番沓澤幸子議員。

[12番 沓澤幸子君発言]

○12番(沓澤幸子君) 承認第4号 上里町国民健康保険税条例の一部を改正する条例に反対であります。考え方とすれば、国民健康保険税を国民健康保険特別会計を維持していくという考え方に立つと上げざるを得ないというふうになるのかもしれないんですけれども、やはりそこに暮らす住民の真の社会保障の立場に立つと5,000万円というのは本当にまれであって、多くが1,000万円から1,500万円という説明でありました。中には870万円であっても最高限度額に達するという状態でありますと高額所得者だから賦課限度額を引き上げてもいいという考え方には立てない、うんと所得が多くて大丈夫というところであれば、それは反対しないんですけれども、最高限度額として見たならば、ちょっと厳しい負担額じゃないかなというふうに考えますので反対したいと思います。

○議長(黛 浩之君) ほかに討論はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(黛 浩之君) ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより、承認第4号 専決処分の承認を求めることについての件を起立により採決いたします。

本件は承認することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長(黛 浩之君) 起立多数であります。

よって、本件は承認することに決定しました。

\_\_\_\_\_

## ◎日程第13 町長提出議案第29号 工事請負契約の締結について

○議長(黛 浩之君) 日程第13、町長提出議案第29号 工事請負契約の締結についての件を 議題といたします。

提出者から提案理由の説明及び議案の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 江原洋一君発言〕

〇副町長(江原洋一君) 御提案申し上げました議案第29号 工事請負契約の締結ついて提案 説明を申し上げます。

初めに、提案理由でございますが、上里町立上里北中学校体育館等改修工事に伴い工事請負 契約を締結したいので本案を提出するものでございます。

次に、工事の概要につきまして御説明申し上げます。

工事の対象建物といたしましては、上里北中学校の体育館、校舎棟、コンピューター室、柔 剣道場、会議室でございます。 建物の規模といたしましては、体育館は鉄骨造2階建て、延べ床面積1,132平方メートル、 校舎棟は鉄筋コンクリート造3階建て、延べ床面積4,359平方メートル、コンピューター室は 鉄骨造1階建て、延べ床面積170平方メートル、柔剣道場は鉄骨造1階建て、延べ床面積209平 方メートル、会議室は鉄骨造1階建て、延べ床面積87平方メートルでございます。

主な工事内容といたしましては、体育館については、屋外防水改修、外壁改修、内装塗装塗替え、建具及び運動器具の更新、照明器具のLED化を行います。校舎棟については、屋外防水改修、建具調整、給排水管受水槽及び高架水槽の更新、照明器具のLED化を行います。コンピューター室、柔剣道場及び会議室については、外装、内装の一部改修、照明器具のLED化を行います。

契約金額につきましては、消費税額を含み2億7,326万9,700円でございます。

続きまして、契約の相手方でございますが、埼玉県熊谷市宮町2丁目144番地、三ツ和総合 建設業協同組合熊谷営業所所長、髙橋秀明でございます。

入札に当たりましては、入札参加要件を付した事後審査型の一般競争入札を埼玉県電子入札 システムにより実施いたしました。

主な入札参加要件といたしましては、上里町建設工事競争入札参加資格者名簿において、埼 玉県内に本店の登録があり、建築工事業A級に格付され、資格審査数値が1,000点以上のもの といたしました。

その他留意点等を加えまして、3月17日に公告を行い、町のホームページ及び建設業界誌2 紙に掲載し、周知を図ったものでございます。

入札期間は、4月13日から14日までの2日間とし、開札につきましては、4月15日午前10時から電子入札システムによる開札を実施いたしました。開札の結果5社が応札した中で、最低制限価格以上の価格で予定価格の制限の範囲内で最低の価格で応札した三ツ和総合建設業協同組合熊谷営業所が落札候補者となったものでございます。

4月19日に、同社の入札参加資格確認申請書等により、入札参加資格の事後審査を行い、資格審査会において落札者と確認されましたので、4月21日付で、2億7,326万9,700円で同社と仮契約の締結を行ったものでございます。

以上、工事請負契約の締結について提案説明を申し上げました。慎重御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長(黛 浩之君) これで提案理由の説明及び議案の説明を終わります。 これより、質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。 質疑はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(黛 浩之君) 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。 これより討論に入ります。

討論はありませんか。

#### 〔「なし」の声あり〕

○議長(黛浩之君) ないようですので、これで討論を終了いたします。これより、議案第29号 工事請負契約の締結についての件を起立により採決いたします。本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

#### [賛成者起立]

○議長(黛 浩之君) 起立全員であります。 よって、本案は原案のとおり可決されました。

# ◎日程第14 町長提出議案第30号 工事請負契約の締結について

○議長(黛 浩之君) 日程第14、町長提出議案第30号 工事請負契約の締結についての件を 議題といたします。

提出者から提案理由の説明及び議案の説明を求めます。副町長。

# [副町長 江原洋一君発言]

○副町長(江原洋一君) 御提案申し上げました議案第第30号 工事請負契約の締結について 提案説明を申し上げます。

初めに、提案理由でございますが、神流リバーサイドロード築造工事に伴い工事請負契約を 締結したいので、本案を提出するものでございます。

次に、工事の概要につきまして御説明申し上げます。

本工事につきましては、全体計画としては総延長約2,000メートルの道路でございますが、 今回施工いたします延長は380メートル、幅員は9.5メートルとなっております。

主な工事内容は、舗装工2,891平方メートル、ブロック積工1,857平方メートル、縁石工381 メートル、排水構造物工766メートル、集水ます4基、防護柵工228メートル、その他伐木除根 工、道路土工、構造物撤去工一式となっております。

契約金額につきましては、消費税額を含み1億4,027万2,000円でございます。

続きまして、契約の相手方でございますが、埼玉県児玉郡上里町大字勅使河原60番地3木村工業株式会社代表取締役木村芳雄でございます。

入札実施に当たりましては、入札参加要件を付した事後審査型の一般競争入札を埼玉県電子 入札システムにより実施いたしました。 主な入札参加要件といたしましては、上里町建設工事競争入札参加資格者名簿において、土木工事業A級に格付され、埼玉県本庄県土整備事務所または熊谷県土整備事務所管内に本店の登録があり、過去5年間に車道2車線以上の道路工事の完成実績があるものといたしました。その他留意点等を加えまして3月23日に公告を行い、町のホームページ及び建設業界誌2誌に掲載し周知を図ったものでございます。

入札期間は4月13日と14日の2日間とし、開札につきましては4月15日午前10時10分から電子入札システムによる開札を実施いたしました。

開札の結果、8社が応札した中で、最低制限価格以上の価格で予定価格の制限の範囲内で最低の価格で応札した木村工業株式会社が落札候補者となったものでございます。

4月19日に同社の入札参加資格確認申請書等により、入札参加資格の事後審査を行い資格審査会において落札者と確認されましたので、4月21日付で1億4,027万2,000円で業者と仮契約の締結を行ったものでございます。

以上、工事請負契約の締結について提案説明を申し上げました。慎重御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長(黛 浩之君) これで提案理由の説明及び議案の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

質疑はありませんか。

12番沓澤幸子議員。

#### [12番 沓澤幸子君発言]

○12番(沓澤幸子君) 先ほどの全協で少し分かったんですけれども、今回の令和4年度の工事は前年度よりもメートル的には50メートルほど少ないわけですけれども、工事価格としては大きい。それは、河川側に道路を振ることによって橋のような構造に一部なるのかなというふうに思うわけなんですけれども。令和3年、令和4年だけでも2億6,000万円ほどの工事費がかかっていますね。それで、まだ未整備のところが1,140メートルと機能補償道路として180メートル、これら合せますと総工事費としてはどのくらいになる予定でいるのかお願いしたいと思います。

- ○議長(黛 浩之君) 道路整備課長。
- ○道路整備課長(宮下忠仁君) 沓澤幸子議員の御質問に関して御説明させていただきます。

まず、冒頭の橋のような構造とおっしゃられましたが、橋のような構造にはならないわけであります。河川敷になりますのでのり面に蛇籠等を組んで施工いたしますので、そういった護 岸に対する費用が入っている状況からこのような価格になっております。

次に、全体事業費といたしましては6億2,000万円。計画といたしまして6億2,000万円を予

定しております。

以上です。

○議長(黛 浩之君) ほかに質疑はありませんか。 12番沓澤幸子議員。

#### [12番 沓澤幸子君発言]

- ○12番(沓澤幸子君) 令和4年の当初予算でリバーサイドロード構築工事費として5,300万円、これは、またこれとは別に計画を今後工事発注していくという考え方でいいのかどうかお聞きしたいと思います。
- ○議長(黛 浩之君) 道路整備課長。
- ○道路整備課長(宮下忠仁君) 沓澤議員の御質問に関して御説明をさせていただきます。 当初予算約5,000万円弱なんでございますが、こちらのほうは未整備区間の整備を予定して いるところでございます。
- ○議長(黛 浩之君) 12番沓澤幸子議員。

#### [12番 沓澤幸子君発言]

- ○12番(沓澤幸子君) 当初予算で土地購入費と補償、補塡ですか、そうした費用も合わせると約1,000万円予算が計上されたわけなんですけれども、この購入場所としては、どの辺が予定されているんでしょうか。
- ○議長(黛 浩之君) 道路整備課長。
- ○道路整備課長(宮下忠仁君) 沓澤議員の御質問に関して御説明をさせていただきます。 先ほどの図面の中で、県道との接合部があるわけでございますが、こちらの辺りに梨畑がご ざいまして、その付近を買収を予定しております。
- ○議長(黛 浩之君) ほかに質疑はありませんか。 12番沓澤幸子議員。

#### [12番 沓澤幸子君発言]

○12番(沓澤幸子君) すみません。令和3年度から事業をスタートして、全協での説明ですと国の補助金を頂いていくので何年かにわたって、それは私も納得できます。何年かにわたって事業を継続、でもその事業は継続して集中的にやっていくのが望ましいんじゃないかなというふうに思うところなんですよ。というのは、せっかく造っても全部開通しないと利用できないわけでして、そういう意味においては、ある程度のめどが立ってから取り組んでもよかったんじゃないかなというふうに私は思っています。

これは課長じゃなくて町長にお尋ねしたいんですけれども、優先順位からいくと多くの議員がやはり長幡小学校の子どもたちが通う通学路、この道路が開通することによって、交通量が

移動するから安全になると言っても開通のめどがまだ全然立っていない、これからこの買収ですか、6世帯というんですか土地の購入等も、これからが交渉していかなくてはいけないし、国交省等のすり合わせもこれからですよね。そういうことを、もう少し詰めてからスタートしてもよかったんじゃないかなというふうに思うんですけれども、その辺はどのように考えてスタートを切ったのかお願いしたいと思います。

○議長(黛 浩之君) 町長。

〔町長 山下博一君発言〕

○町長(山下博一君) この神流リバーサイドロードについは、先ほど全協でもお話しましたように地区計画の中で、また、スマートインターへ抜ける道路ということで、今まで国交省と何回も重ねております。私も4年間国交省の高崎河川所長とこういったところの話は進めています。先ほど全協でも課長が答弁していましたように6年度を開通目標ということであります。目標があって、やはり国が社会資本整備ということで、その方向で補助金を継続していただいていることでありますので、そういった事業を早くやることと、この地域の皆さんから見るともう十何年も未着手だった、いよいよ着手して、先が見えてきたという状況であります。沓澤議員も何年か議員をやられて、このリバーサイドロードの当初の計画は何年頃だったかお分かりだと思います。当時、西武建材の状況がなかなか進まなかったという状況も伺っています。前任者の時代からそういった計画があったと伺っています。そういった中できちんとやるものだと。

また、通学路の整備については、今年度予算に県からも着工後整備するようにということで 進めておりますので、そういったところも御理解いただきたいと思っております。

○議長(黛 浩之君) ほかに質疑はありませんか。

以上です。

[「なし」の声あり]

○議長(黛 浩之君) 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。 これより討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(黛浩之君) ないようですので、これで討論を終了いたします。これより議案第30号 工事請負契約の締結についての件を起立により採決いたします。本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

「替成者起立〕

○議長(黛浩之君) 起立全員であります。 よって、本案は原案のとおり可決されました。

#### ◎日程の追加

○議長(黛 浩之君) お諮りいたします。

ただいま町長から議案第31号 監査委員の選任についての件が提出されました。

この際、これを日程に追加し、議題といたしたいと思いますが御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長(黛 浩之君) 御異議なしと認めます。

よって、議案第31号 監査委員の選任についての件を日程に追加し、議題とすることに決定 いたしました。

#### ◎日程第15 町長提出議案第31号 監査委員の選任について

○議長(黛 浩之君) 日程第第15 町長提出議案第31号 監査委員の選任についての件を議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、11番新井 實議員の退席を求めます。

○議長(黛 浩之君) 提出者から議案理由の説明及び議案の説明を求めます。 町長。

〔町長 山下博一君発言〕

○町長(山下博一君) 御提案申し上げました議案第31号 監査委員の選任についてを御説明申し上げます。

議会選出の監査委員でございます。植原育雄氏が4月30日をもちまして、議員の任期満了に 伴いまして監査委員の任期も併せて満了となりました。

つきましては、議会選出の監査委員が欠員となりましたので、後任の議会選出委員の適任者 の推薦について議会議長宛てにお願いいたしたところでありましたが、議会の推薦によりまし て、監査委員の選任について追加提案を申し上げるものでございます。

御提案は、議会選出の監査委員に、大字神保原町540番地2、新井 實氏、昭和21年7月5日生まれを地方自治法第196条第1項の規定によって、議会の同意をいただきたく、ここに御提案を申し上げた次第でございます。

慎重御審議をいただき御議決を賜りますようお願い申し上げまして、提案理由の説明といた します。よろしくお願いします。

○議長(黛 浩之君) これで提案理由の説明及び議案の説明を終わります。 これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。 質疑はありませんか。

# [「なし」の声あり]

○議長(黛 浩之君) 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。 これより討論に入ります。

討論はありませんか。

# [「なし」の声あり]

○議長(黛浩之君) ないようですので、これで討論を終了いたします。これより、議案第31号 監査委員の選任についての件を起立により採決いたします。本件は、これに同意することに賛成の議員の起立を求めます。

#### [賛成者起立]

○議長(黛 浩之君) 起立全員であります。 よって、本件は同意することに決定しました。

11番新井 實議員の退席を解きます。議席にお戻りください。

# ◎議会運営委員会の閉会中の継続審査について

○議長(黛 浩之君) 次に、議会運営委員会委員長より、次期定例会の会期日程等について、会議規則第75条の規定により、閉会中の継続審査をしたい旨の申出がありました。

お諮りいたします。

委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長(黛 浩之君) 御異議なしと認めます。

よって、委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決定しました。

#### ◎閉 会

○議長(黛 浩之君) 以上で、本臨時会に付議された案件の審議は全部終了いたしました。 これをもって、令和4年第2回上里町議会臨時会を閉会いたします。

御苦労さまでした。

午前11時34分閉会